

再犯防止推進計画について

1 国・県の動き

(1) 国の動き

- 平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」（再犯防止推進法）が公布・施行。
⇒地方再犯防止推進計画 策定の努力義務
- 平成29年12月 **「再犯防止推進計画（平成30年度～令和4年度）」閣議決定**
- 令和元年12月 **「再犯防止推進計画加速化プラン」 犯罪対策閣僚会議決定**

(2) 県の動き

- 平成30年度より 国関係機関と再犯防止に関する勉強会開始
- 平成31年3月 **「高知県再犯防止推進計画（2019～2023年度）」策定**
- 平成31年度より 建設工事競争入札参加資格において、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対する優遇措置を適用

2 高知市の状況

(1) これまでの動き

- 平成30年度 国・県の勉強会に参加
高知県再犯防止計画策定検討会 委員として高知市より2名参加
矯正施設所在自治体会議（市町村再犯防止等推進会議分科会）設立趣意書提出 ⇒ 発起人
- 令和元年度 国・県の勉強会に参加
12月議会にて、策定する旨答弁

(2) 現状

【犯罪件数】

- ・全国的にみると、刑法犯検挙件数は減少傾向であり、初犯者数、再犯者数ともに減少。
- ・高知県でも同様の傾向。

【再犯率（全国）】

- ・初犯者数の大幅減により、再犯率は近年上昇傾向であり、2018年度は過去最高（48.8%）。
- ・出所受刑者の2年以内再入率は、近年着実に低下（2017年16.9%）しているが、満期釈放等出所受刑者の再入率は仮釈放出所受刑者より高い現状。

※出所後の居住地が高知市である刑余者数など、高知市在住者に特化した統計データがない。

再犯防止推進計画について

3 再犯防止における市町村の役割

【再犯防止推進法 第4条】 ※P4参照

- 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、**国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務**

【再犯防止推進計画】※P6参照

《5つの基本方針》

- ① 「だれ一人取り残さない」社会の実現
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- ⑤ 国民の関心と理解を醸成

《7つの重点課題》

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

【高知市の取り組み状況】

- ① 「地域共生社会」の実現
- ② - 国業務
- ③ - 国業務
- ④ 国・県との連携
- ⑤ 「社会を明るくする運動」・広報活動

- ① 住宅確保要配慮者対策、各分野制度の中の就労支援
- ② 各分野の制度・サービス
- ③ 非行防止等の対策、地域での学習支援
- ④ 各分野の相談支援の充実
- ⑤ 補助金交付、社会を明るくする運動
- ⑥ 国県等との協議の場、矯正施設所在自治体会議への参画
- ⑦ 矯正施設の環境整備

- ①②④の支援は各制度で実施。個人情報保護の観点から「出所者への支援」は、困難。
- ③は、教育委員会で実施。
- ⑤⑥についても実施済。
- ⑦は国の役割だが、更生保護施設「高坂寮」建て替えの際には、本市から補助金を支出した経過あり。

4 策定方針とスケジュール（案）

(1) 策定方針

- 市町村には、犯罪防止等を主な目的とした部署はなく、再犯防止に特化した事業はない。
- 犯罪者の高齢化や、背景にある精神疾患など障害が課題となっているが、**出所時の支援は、県設置の「地域定着支援センター」が担い、市町村は、国・県と連携して、高齢・障害・生活困窮など各制度の中でサービス提供を行っている。**
- 「刑余者への支援」に関しては、「地域定着支援センター」からのつなぎ以外は個人の特定はできず、各制度で支援する中で、刑余者であることが判明する状況であり、刑余者を主対象とした支援は、市町村業務にはない。
- 出所後、再犯しないよう日常生活を送るためには、出所後の居住の確保と就労が必須であるが、何よりも就労に対する本人の意思が重要である。この課題に対しては、国が刑務所内での啓発など行っており、市町村は、住宅確保要配慮者対策や各制度の中で、就労支援・参加支援を行っている。

※市町村における再犯防止対策とは、各制度の支援の充実と包括的支援が提供できる体制づくりであり、また、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現が、「社会を明るくする運動」で掲げられている「犯罪や非行をなくし、立ち直りを支える地域」づくりと合致する。

【考え方】

【方針】

- 国の基本方針①「誰一人取り残さない」社会（地域共生社会）の実現に向けた取組を中心とすることとし、令和3年度の「高知市地域福祉活動推進計画」の中間見直しにあわせ、高知市再犯防止推進計画に**位置付ける部分を盛り込む。**
- 毎年、県・国等関係機関との意見交換などの場と地域福祉計画推進協議会にて、地域共生社会の実現に向けた取組を報告する。

(2) スケジュール（案）

- 令和2年度 策定に向け、庁内の関係事業などの把握するとともに、外部関係機関等との意見交換の場を設ける。
- 令和3年度 地域福祉活動推進計画の中間見直しスケジュールに合わせ策定。

《地域福祉計画と再犯防止推進計画との関係性》

- 平成29年12月厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」にて、地域福祉計画に盛り込むべき事項16項目の一つとして再犯防止に関することが示された。
- 令和2年6月現在 策定済の地方公共団体 57団体（都道府県 31，市町村 26）※四国内は、高松市のみ（令和2年3月地域福祉計画中間見直し）

《市町村策定状況》

令和2年6月現在、策定済市町村は26、そのうち13自治体が地域福祉計画に包含し策定、単独による計画策定は11自治体。

【地方再犯防止計画策定:11市】

栃木県宇都宮市(防犯対策計画)、東京都豊島区、東京都千代田区、神奈川県横浜市、石川県小松市、兵庫県加古川市、広島県尾道市、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県下松市

【地域福祉計画に包含:13市町村】

北海道帯広市、群馬県前橋市、神奈川県相模原市、岐阜県岐阜市、岐阜県各務原市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県富加町、三重県四日市市、三重県名張市、大阪府豊中市、島根県松江市、

広島県大竹市、香川県高松市

【人権関係の計画に包含:2市】

静岡県浜松市、福岡県春日市

(仮称)高知市再犯防止推進計画(令和4年～6年度)策定体制(案)

高知市地域福祉計画推進協議会

役割：計画素案検討審議，計画原案検討審議・了承
委員数：20名以内（うち公募委員若干名）

パブリックコメント

計画素案・計画原案の提示

事務局

役割：具体的方策の検討，計画素案・計画原案の作成

高知市（事務局：健康福祉総務課）

庁内検討委員会

（地域福祉計画推進協議会庁内検討委員会を兼ねる）

ワーキンググループ

（地域福祉計画推進協議会庁内検討委員会を兼ねる）

介護保険課，障がい福祉課，福祉管理課，健康増進課，高齢者支援課，保険医療課，
地域防災推進課，住宅政策課，くらし・交通安全課
人権同和・男女共同参画課，
地域コミュニティ推進課，子育て給付課，子ども育成課，母子保健課，子ども家庭
支援センター
教育企画監（学校教育課），人権・こども支援課

計画策定のための現状・課題の把握，分析

庁内意見交換会(案)

対象：福祉管理課
高齢者支援課
障がい福祉課
健康増進課
少年補導センター
住宅政策課
産業政策課 等

庁外意見交換会(案)

対象：高知保護区保護司会
国・県等関連機関 等

令和2～3年度 計画策定スケジュール（案）

時期	会議等	主な内容
令和2年 7月～ 9月	「(仮称)高知市再犯防止推進計画」の策定に向けた庁内取組状況等の実態調査	庁内関連部署の取組・課題等の確認
	令和2年度第1回地域福祉計画推進協議会【9月28日(月)】	「第2期高知市地域福祉活動推進計画」中間見直しについて (1) 取組状況 (2) 計画策定(2019年3月)以降の国の動き (3) 取組内容の見直しについて (4) 新たに計画に盛り込む事項
10月	庁内関連部署担当者との「意見交換会」	(1) 庁内関連部署の取組・課題等の各部署の取組・課題等の共有 (2) 「(仮称)高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
11月		
12月		
令和3年 1月	庁外関連部署との「意見交換会」	(1) 「(仮称)高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
2月		
3月		
4月	令和3年度第1回地域福祉計画推進協議会	令和元年度～2年度実績報告
10月	令和3年度第2回地域福祉計画推進協議会	(1) 意見交換会等結果報告 (2) 中間見直し素案の審議 ※「(仮称)高知市再犯防止推進計画」素案も含む
11月	令和3年度第3回地域福祉計画推進協議会	(1) 中間見直し素案の審議
令和4年 1月	パブリックコメント	
2月	令和3年度第4回地域福祉計画推進協議会	(1) 中間見直し原案の承認

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



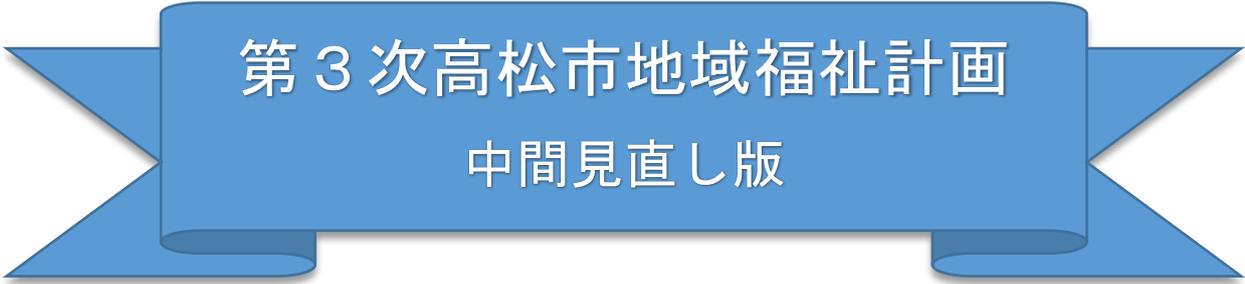
⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ



第3次高松市地域福祉計画
中間見直し版

令和2年3月

高松市

【抜粋】

● ③ 再犯防止施策の推進<新設>

平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、この項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「高松市再犯防止推進計画」として位置付けます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加します。 • 保護司、保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。
共助	<p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる関係団体で連携を図ります。 <hr/> <p>(保護司、保護司会、更生保護女性会、BBS会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護司の各種研修会を開催し、資質向上に努めます。 • 罪を犯した人たちの立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行います。 • 非行のある少年等に対して、学習支援活動を実施します。 • 「社会を明るくする運動」などを通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
公助 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> • 再犯防止推進計画を策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 <<再犯防止推進計画>>

● 高松市再犯防止推進計画

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組みます。

- 1 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 2 地域における更生保護の活動拠点である高松地区更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会、BBS会などの更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の支援・充実を図ります。
- 3 犯罪や非行をした者等について、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係機関の支援者・団体並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- 4 本市の広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、市民の再犯防止に関する理解促進を図ります。